

令和4年度予算案をお知らせします

4年度会計別当初予算案

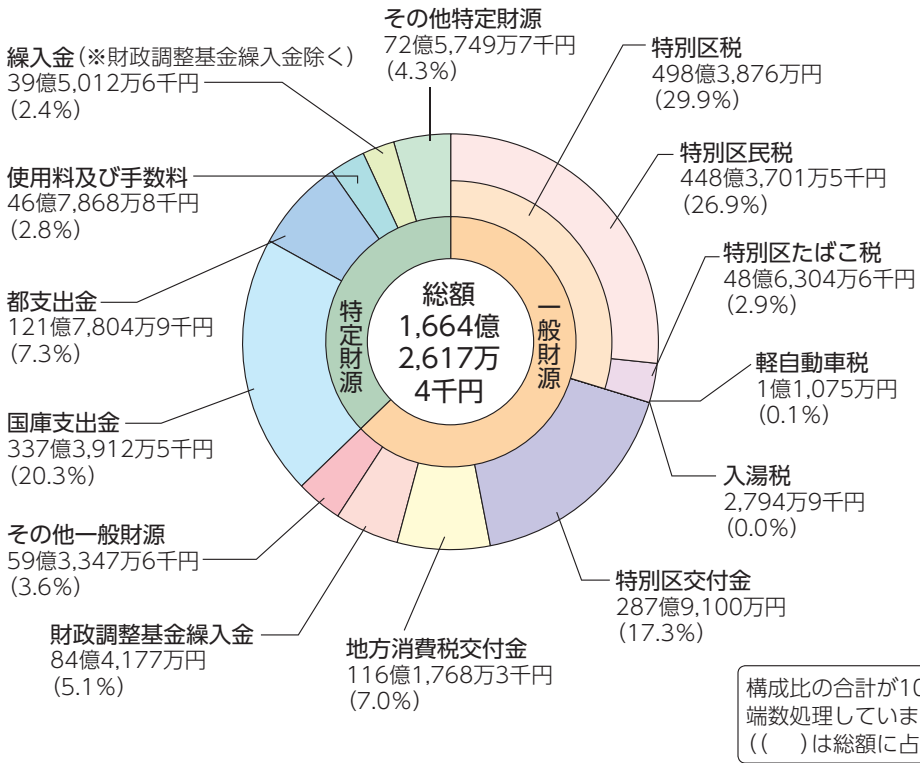
令和4年度予算案を「新型コロナが及ぼす社会経済情勢の動向に柔軟に対応し、感染症収束後も視野に入れ、安全で安心な区民生活を支えるとともに第二次実行計画の着実な推進を目指す予算」として編成しました。

今回は、会計別当初予算案のほか、4年度に実施する第二次実行計画事業について、予算の内訳と予算見積もりの査定結果等をお知らせします。

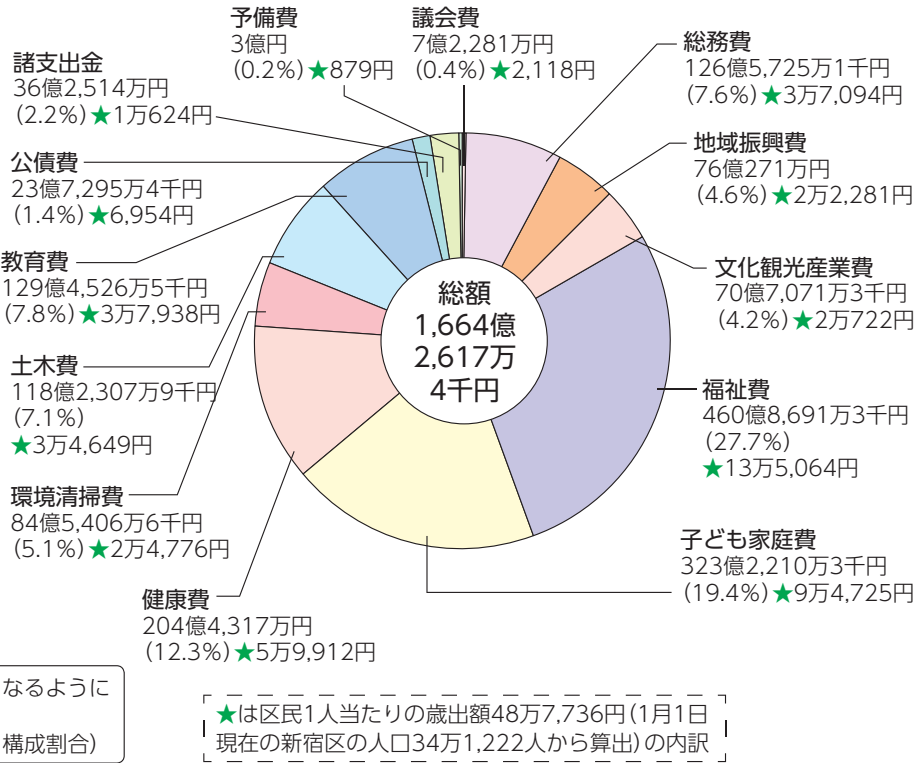
【問合せ】財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049・FAX(3209)1178へ。

会計区分	4年度予算額	増減額(3年度比)	増減率
一般会計	1,664億2,617万4千円	87億5,467万8千円	5.6%
国民健康保険特別会計	368億8,255万8千円	15億7,375万9千円	4.5%
介護保険特別会計	270億2,777万2千円	8億8,596万3千円	3.4%
後期高齢者医療特別会計	79億5,792万円	4億5,302万1千円	6.0%
合 計	2,382億9,442万4千円	116億6,742万1千円	5.1%

一般会計歳入予算の内訳



一般会計歳出予算の内訳



「新たな日常」の定着に向けた取り組み 123億3,481万1千円(特別会計を含む)

◆区民生活支援

11億1,467万9千円

【主な事業】▶住居確保給付金(5億9,647万5千円)、▶乳幼児健康診査(3,589万9千円)、▶在宅要介護者等への新型コロナウイルス感染症緊急生活支援事業(3,180万5千円)

◆地域経済対策

39億5,058万5千円

【主な事業】▶商工業緊急資金利子補給・貸付信用保証料補助(17億768万6千円)、▶地域商業活性化推進事業(9億3,879万7千円)、▶店舗等家賃減額助成(5億6,182万7千円)

◆デジタル技術の活用

12億1,906万4千円

【主な事業】▶学校情報ネットワークシステムの運用(9億3,539万7千円)、▶行政手続のオンライン化等の推進(4,180万2千円)、▶多様な決済手段を活用した電子納付の推進(2,000万5千円)

◆感染症対策

60億5,048万3千円

【主な事業】▶予防接種(29億8,631万円)、▶保健所の機能強化(5億3,989万7千円)、▶検査体制の充実(4億7,190万9千円)

予算案は現在開会中の令和4年第1回区議会定例会で審議

「令和4年度予算(案)の概要」を作成しました

予算案のあらましや、主要施策の概要等を掲載しています。財政課、区政情報センター(本庁舎1階)等で配布しているほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

4年度に実施する第二次実行計画事業の内訳・予算見積もりの査定結果

については2面へ

4年度に実施する第二次実行計画事業
(136億426万1千円)の内訳・予算見積り
の査定結果

[]内は特別会計(内数) (単位:千円、△は減)

第二次実行計画は、総合計画の5つの基本政策に基づき、3年度～5年度に計画的・優先的に推進する事業をまとめたものです。4年度は、一般会計歳出予算(1面円グラフ)の各経費のうち135億916万6千円、特別会計歳出予算の各経費のうち9,509万5千円、合計136億426万1千円が第二次実行計画事業に充てられます。
【問合せ】財政課(本庁舎3階) ☎(5273) 4049へ。

基本政策Ⅰ暮らしやすさ1番の新宿 24事業

45億9,486万2千円[8,636万円]

主な事業名	見積額	予算額	調整額・内容	
◎気軽に健康づくりに取り組める環境整備	18,437	19,653	ウォーキングマスター養成講座と区民公開講座再開等による増額	1,216
◎高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	33,369	35,433	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費を計上等	2,064
◎地域で支え合うしくみづくりの推進	97,449	97,415	会計年度任用職員の期末手当支給率改定	△34
◎着実な保育所待機児童対策の推進	263,964	426,994	私立保育所の開設時期変更による増額	163,030
◎妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	86,733	86,545	会計年度任用職員の期末手当支給率改定	△188
◎ICTを活用した教育の充実	935,397	935,397	ICT支援員による巡回体制の充実等(見積もりどおり)	
◎町会・自治会活性化への支援	5,322	5,322	町会・自治体紹介、加入促進用冊子の作成と専門家による支援の実施等(見積もりどおり)	



▲しんじゅく100トレ(高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進)



▲タブレットを使った授業(ICTを活用した教育の充実)

基本政策Ⅱ新宿の高度防災都市化と安全安心の強化 11事業

25億7,669万9千円

主な事業名	見積額	予算額	調整額・内容	
◎建築物等の耐震性強化	705,845	686,566	耐震改修工事費補助金等の精査による減額	△19,279
◎道路の無電柱化整備	82,508	82,216	支障移設工事費等の精査による減額	△292
◎道路・公園の防災性の向上	124,175	124,175	道路擁壁改修工事等(見積もりどおり)	
◎マンション防災対策の充実	4,760	4,760	防災資機材助成等(見積もりどおり)	



▲無電柱化した道路(道路の無電柱化整備)

基本政策Ⅲ賑わい都市・新宿の創造 25事業

34億8,930万5千円

主な事業名	見積額	予算額	調整額・内容	
◎新宿駅周辺地区の整備推進	633,233	622,722	新宿駅東西自由通路整備補助金の減額 まちづくり支援業務委託料の精査による減額	△9,330 △1,181
◎人にやさしい道路の整備	95,364	107,138	道路のバリアフリー化整備に向けた設計委託料を計上	11,774
◎新宿中央公園の魅力向上	173,026	173,026	ちびっこ広場整備工事等(見積もりどおり)	
◎地球温暖化対策の推進	128,890	128,890	省エネルギー機器の設置助成等(見積もりどおり)	
◎大学等との連携による商店街支援	10,080	10,080	大学等と連携し、商店街の抱える潜在的な課題の解決に向けた取り組みを支援(見積もりどおり)	
◎新宿の歴史・文化の魅力向上	21,408	21,659	無料公衆無線LAN環境の運用経費の増額	251



▲新宿中央公園ちびっこ広場リニューアルイメージ(新宿中央公園の魅力向上)

基本政策Ⅳ健全な区財政の確立 5事業

28億8,158万8千円

基本政策Ⅴ好感度1番の区役所 2事業

6,180万7千円[873万5千円]

事業名	見積額	予算額	調整額・内容	
◎多様な決済手段を活用した電子納付の推進	20,005	20,005	電子マネー等での決済の導入(見積もりどおり)	
◎行政手続のオンライン化等の推進	59,466	41,802	システム改修委託料の精査による減額	△17,664

不合理な税制改正等に対する特別区の主張

1 不合理な税制改正による影響は深刻

特別区への影響額は、令和3年度で約1,800億円、平成27年度からの累計で約8,500億円にもなり、「東京は財源に余裕がある」などの一方的な見方によって、税金が国に奪われています。これは、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。

2 ふるさと納税制度は抜本的な見直しが必要

過剰な返礼品競争による寄附の増加などにより、特別区民税の減収額は増加しており、平成28年度からの累計額はついに2,000億円を超えました。
その結果、全区民が減収による行政サービスの低下の影響を受けざるを得ない一方、制度を利用する区民のみが返礼品などの恩恵を受けるといった不公平が生じるなど、制度の歪みが顕在化しています。

3 新型コロナ対策経費等の膨大な財政需要への対応

全国で最も多くの感染者を抱えている特別区では、その対応のため、膨大な財政需要が生じています。新型コロナ対策における、国や都の補助金を除いた特別区の負担は、令和2年度で約597億円、令和3年度で約510億円となっており、今後さらに負担が生じる可能性があります。
特別区はこれらの負担に対して、自治体の貯金である財政調整基金の取り崩し等で対応する必要があります。このような状態が続くと、いずれ財源が不足してしまい、将来的な財政需要に対応することができなくなる恐れがあります。

4 東京の地方財源が突出している訳ではない

人口一人当たりの地方税収の格差是正のため、地方税の見直しが必要との見方がありますが、地方税に地方交付税等を合わせた人口一人当たりの地方財源を他の道府県と比較すると、東京が突出して多いわけではありません。

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などの不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われ続けています。さらに、新型コロナの影響による大幅な歳出の増加も重なり、特別区の財政は極めて深刻な状況です。
特別区は、特有の財政需要があり、将来的に膨大な額の財源が必要です。地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整するべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。

5 今後も多くの財源が必要

特別区は高齢者の急増や膨大な公共施設の改築需要への対応をはじめ、今後も多くの財源が必要です。

6 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

国の責任により地方税財源総体を拡充し、自治体が責任をもって役割を果たすことこそが地方分権の本来の姿です。
今後も、地方税財源の充実・確保や自治体間に不要な対立を生む不合理な税制改正を是正するよう、国に求めています。

詳しくは、特別区長会ホームページ「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和3年度版)」(<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>)をご覧ください。

◆◆ふるさと納税の新宿区への影響◆◆

ふるさと納税制度は平成20年度から導入され、自治体間の過剰な返礼品競争による返礼品目的の寄附の増加などにより、新宿区の特別区民税の減収額は激増し、令和2年度は約23億円、累計額は約83億円となっています。
地方交付税制度では、ふるさと納税により減収があった交付団体には、補填される仕組みとなっていますが、不交付団体である特別区は全く補填されません。特別区長会はふるさと納税制度の見直しについて、11月25日に総務大臣あてに要望書を提出しました。区は今後とも、特別区長会を通じてふるさと納税制度の抜本的な見直しを求めています。

まん延防止等重点措置が3月6日まで延長されました

区の対応

①区施設等の利用制限等

●区施設等の対応

ガイドラインを遵守し運営します。利用者の皆さんには感染対策を徹底するようお願いします。学校開放については中止します。

●区外宿泊施設の利用中止

新規予約は中止します。すでに予約済みの方は利用の自粛をお願いします。

②保育園等における登園自粛要請等

保育現場における感染拡大防止のため、保育園等を原則として開所した上で、特別な負担がない範囲で、家庭での保育や登園時間の変更、保育利用時間の短縮をお願いします。

③区主催（外郭団体主催含む）のイベント等

社会生活の維持に必要な催しは除き、原則として中止します。

④利用者等への周知

区と指定管理者等のホームページ等で、施設の利用中止・利用制限、イベント等の対応について掲載し、各施設にポスター掲示等を行います。

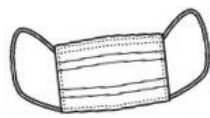
利用中止等に関わるものは、利用予定者に対し個別に連絡します。

⑤繁華街における対策等

安全安心パトロール隊による、来街者に対する感染予防の呼びかけを引き続き実施します。

感染予防啓発パネルを装備した広告車両を歌舞伎町セントラルロード付近に配備（定期的に巡回）し、感染防止を呼びかけるメッセージを放送します。

基本的な感染予防対策の徹底を引き続きお願いします



マスクの着用



こまめな手洗い



部屋の換気



換気の悪い職場



大人数での食事

プレミアム付商品券の利用期限は 2月28日(月)

がんばろう!新宿応援キャンペーンでご購入いただいたプレミアム付商品券は、利用期限までにお使いください。

※商品券の払い戻しはできません。

※商品券はおつりは出ません。

※商品券裏面に記載の注意事項を確認の上、ご利用ください。

▶対象店舗で同キャンペーンのステッカーを掲出しています



【商品券取扱店】最新の店舗一覧は、同キャンペーンホームページ(右二次元コード。

HP<https://shinjuku-ouen-campaign.com/>)でご覧いただけます。

【問合せ】同キャンペーン事務局 ☎(6837)1453へ。

【区の担当課】産業振興課産業振興係 ☎(3344)0701



税務署からのお知らせ

確定申告はご自宅から

所得税・復興支援特別所得税・
贈与税…3月15日(火)まで
個人事業者の消費税・地方
消費税…3月31日(木)まで

新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、確定申告書は、ぜひご自宅からスマートフォン・パソコンで作成・提出してください。操作方法などを動画でご案内しています。AI(人工知能)によるチャットボットのほか、電話でも相談を受け付けています。

※新型コロナウイルスの感染等により、期限までに申告が困難な方は、申告期限を延長することができます。

●ご自宅での確定申告が難しい方

新宿住友ホールに開設する確定申告書作成会場をご利用ください。入場には、入場整理券が必要です。整理券は、会場で当日配布するほか、LINEで事前発行しています。

【開設日時】3月15日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く。27日(日)は開場)、午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時15分から)

【会場】新宿住友ホール(西新宿2―6―1、新宿住友ビル地下1階)

※詳しくは、国税庁ホームページ「令和3年分確定申告特集」(右上二次元コード。

HP<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>)をご覧ください。

※確定申告に必要な書類とマイナンバーに係る本人確認書類をお持ちください。

【問合せ】新宿税務署 ☎(6757)7776・四谷税務署 ☎(3359)4451へ。



令和4年 第1回区議会定例会

提出議案

区長が提出した議案は次のとおりです。提出議案を追加する場合があります。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

◆予算案8件

◎令和4年度予算

- 令和4年度新宿区一般会計予算
- 令和4年度新宿区国民健康保険特別会計予算
- 令和4年度新宿区介護保険特別会計予算
- 令和4年度新宿区後期高齢者医療特別会計予算

◎令和3年度補正予算

- 令和3年度新宿区一般会計補正予算(第14号)
- 令和3年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算(第6号)
- 令和3年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 令和3年度新宿区後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

◆条例案16件

◎一部改正の条例

- 新宿区個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例
- 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区子ども未来基金条例の一部を改正する条例
- 新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例の一部を改正する条例
- 新宿区保健衛生事務手数料条例等の一部を改正する条例
- 新宿区道路占用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区特定公共物管理条例の一部を改正する条例
- 新宿区立公園条例の一部を改正する条例
- 新宿区立妙正寺川公園条例の一部を改正する条例
- 新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部を改正する条例
- 新宿区立住宅管理条例の一部を改正する条例
- 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

◆その他2件

- 権利の放棄について
- 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

3月は自殺対策強化月間

ひとりじゃない 悩みは抱え込まずに相談を

～気づき、支え合う～

ひとりで悩んでいるあなたへ
その思い、話してみませんか

悩みは抱え込まずに誰かに相談してください。
耳を傾けてくれる人が必ずいます。

◎3月は、例年、月別自殺者数が最も多くなることから、厚生労働省が3月を自殺対策強化月間に定めています。

悩みを抱えている方に気付いたら、声を掛け、ゆっくりと話を聴き、相談する場があることを伝えてください。

【問合せ】健康政策課健康企画係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3024へ。

◇◇◇ ところといのちの相談窓口 ◇◇◇

◆東京都自殺相談ダイヤル ～ところといのちのほっとライン～

☎0570(087)478 年中無休

正午～翌午前5時30分

※3月27日(日)～31日(木)は各日24時間受け付けます。

◆東京自殺防止センター

☎(5286)9090 年中無休

午後8時～翌午前2時30分

(月曜日は午後10時30分から、火曜日は午後5時から)

●特別相談を下記番号で下記期間中受け付けます

☎0120(58)9090

※3月1日(火)は午後5時から・2日(水)～6日(日)は午後8時から・7日(月)は午後10時30分から、いずれも翌午前2時30分まで受け付けます。

◆自殺予防いのちの電話

☎(3264)4343 年中無休・24時間受け付け

●特別相談を下記番号で下記期間中受け付けます

☎0120(783)556

※3月1日(火)～31日(木)午後4時～9時(3月10日(木)は午前8時～翌午前8時)に受け付けます。

◆保健センターのこころの悩みの相談

保健師、精神保健福祉士が電話・面接で相談をお受けします。精神科医の精神保健相談(月1回程度・予約制)を実施しています。周囲の方からの相談も受け付けています。

【日時】月～金曜日(年末年始・祝日等を除く)午前8時30分～午後5時

▶牛込保健センター(矢来町6) ☎(3260)6231

▶四谷保健センター(四谷三栄町10-16) ☎(3351)5161

▶東新宿保健センター(新宿7-26-4) ☎(3200)1026

▶落合保健センター(下落合4-6-7) ☎(3952)7161

◇◇◇ ご活用ください ◇◇◇

◆困りごと・悩みごと相談窓口一覧

HP<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000265256.pdf>

健康や家庭、経済・生活の問題など、相談内容別に相談窓口を掲載した冊子を発行しています(右写真)。上サイト・下二次元コードから閲覧できます。

◎同冊子は、健康政策課・保健センター・特別出張所等で配布しています。



◆新宿ソウダンナビ(相談窓口自動案内)

HP<https://shinjuku.so-dan.org/navi/>

悩みごとや困りごとなどに関する各種相談窓口を検索できるウェブサイトです(右二次元コード)。

質問に答えると、相談窓口等の情報を案内します。



◆ゲートキーパー養成講座(オンライン) 講

HPhttps://www.youtube.com/playlist?list=PLMZWwu_SU8m_yqGWa33pS9DN3HNF0f-sA

3月31日(木)までYouTubeで配信しています(右二次元コード)。



区内在住で新聞を購読していない世帯の方へ 広報新宿をご自宅にお届けします インターネットでも申し込めます

新聞を購読していない区内のご家庭等を対象に、広報新宿を月3回お届けします。申し込みフォーム(右二次元コード)・電話・ファックス・郵送で申し込めます。詳しくは、お問い合わせください。申込書は、新宿区ホームページから取り出せます。【問合せ】区政情報課広報係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎3階) ☎(5273)4064・FAX(5272)5500へ。



▲広報新宿イメージ

「特定個人情報保護評価書」を公表しています

- ◆新型コロナウイルス特別措置法に基づく予防接種事務
- ◆新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務

新型コロナウイルスワクチン接種等に関する情報は、マイナンバーを活用した情報提供ネットワークシステムとの連携を6月から開始します。連携に向けて、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種・新型コロナに係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価を実施し、評価書を作成しました。

【評価書の主な内容】▶特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を取り扱う際に想定されるリスク、▶リスクを軽減させるための保護措置

※評価書は、パブリック・コメントを実施したほか、個人情報の保護等に知見のある外部の第三者による点検での指摘等を参考にしました。

【閲覧期間】3月25日(金)まで

【閲覧場所】保健予防課・区政情報課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館(新宿区ホームページでも閲覧可)

【問合せ】保健予防課予防係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3859へ。

3月1日～7日は子ども予防接種週間 4月からの入園・入学に備え 必要な予防接種を受けましょう



【問合せ】保健予防課予防係(第2分
庁舎分館1階)☎(5273)3859へ。

お子さんを病気から守るには、予防接種を受けることが大切です。下表を参考に、母子健康手帳でお子さんの接種状況を確認しましょう。接種対象年齢の方には、「予防接種予診票」を郵送しています(HPV・IPVを除く)。予診票を区の指定医療機関にお持ちになると、定期接種は無料で、任意接種は一定の自己負担で受けられます。予診票がお手元にない方は、お問い合わせください。
※生活保護を受けている世帯等の方は、任意接種の自己負担免除の制度があります。
事前に保健予防課へお問い合わせください。

予防接種は区の指定医療機関で実施しています

事前に予約が必要な場合があります。予診票に同封の「医療機関名簿」でご確認ください。新宿区ホームページでもご案内しています。

◆1歳児・年長児はMR(麻しん・風しん混合)の定期接種を忘れずに

麻しん(はしか)は非常に強い感染力を持っています。発病すると高熱が続き、時には重い後遺症が残る重大な感染症です。予防には予防接種が有効ですが、効果を持続させるためには1歳時の接種(第1期)に加え、年長児相当年齢での2回目の接種(第2期)が大切です(右表)。定期接種の対象で、MRの接種を受けていないお子さんは、早めに接種しましょう。
※2歳～18歳で定期接種未接種の方は、自己負担なしで未接種回数分を接種できます(右下表)。

◆おたふくかぜワクチン(任意接種)の予防接種を受けていない方はお早めに

接種期限は小学校就学前(年長児)の3月31日(木)です。

◆ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンの予診票の一斉送付を再開します

11月26日に厚生労働省は、定期接種の積極的な勧奨を控える勧告を廃止しました。区では、令和4年度の接種に向け、対象者へ予診票の一斉送付の準備を進めています。令和3年度の対象の方で、年度内に接種をご希望の場合は、お問い合わせください。予診票を送付します。
【令和3年度対象者】平成17年4月2日～22年4月1日生まれ(小学6年生～高校1年生相当年齢)の女子

予防接種の期限を 令和5年3月31日まで延長します

新型コロナの特例対応として、お手持ちのお子さんの予防接種予診票(有効期限が令和2年2月1日～5年3月31日のもの)の有効期限を5年3月31日まで延長します(ロタウイルスを除く)。詳しくは、お問い合わせください。

令和3年度に区が実施している子どもの予防接種

●定期接種(無料)

予防接種名	接種回数	対象
ヒブ	1～4回	生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌	接種開始時期により異なります	
B型肝炎 ★1	3回	1歳未満(標準接種期間は生後2か月～9か月未満)
ロタウイルス ★2	(1価)2回 (5価)3回	令和2年8月1日以降生まれで、 (1価)出生6週0日後～24週0日後 (5価)出生6週0日後～32週0日後
DPT-IPV(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ 4種混合)	4回	生後3か月～7歳6か月未満
BCG(結核)	1回	1歳未満(標準接種期間は生後5か月～8か月未満)
MR(麻しん・風しん混合)第1期	1回	1歳～2歳未満
MR(麻しん・風しん混合)第2期	1回	保育園・幼稚園・子ども園等の年長児相当年齢 (平成27年4月2日～28年4月1日生まれ)
水痘(水ぼうそう)	2回	1歳～3歳未満
日本脳炎 第1期 ★3	3回	生後6か月～7歳6か月未満(標準接種時期は3歳から)
日本脳炎 第2期 ★3	1回	9歳～13歳未満(標準接種時期は9歳～10歳未満)
DT(ジフテリア・破傷風2種混合)	1回	11歳～13歳未満(標準接種期間は11歳～12歳未満)
ヒトパピローマウイルス(HPV)	3回	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子 (標準接種時期は中学1年生)
IPV(不活化ポリオ) ★4	3回	生後3か月～7歳6か月未満

- ★1 母子感染予防として、健康保険でB型肝炎ワクチンを受けたお子さんは定期接種の対象外です。
★2 令和2年10月から定期接種になりました。
★3 平成7年4月2日～19年4月1日生まれで接種が完了していない方は、20歳になるまでの間、不足分を無料で接種できます。また、平成19年4月2日～21年10月1日生まれで7歳6か月までに第1期の接種が完了していない方は、9歳～13歳未満の間、第1期不足分を無料で接種できます。希望する方は、お問い合わせください。
★4 平成24年8月以降生まれは原則DPT-IPVで接種します。接種を希望する方は、お問い合わせください。

●任意接種

予防接種名	助成回数	対象
おたふくかぜ	1回	1歳～小学校就学前 (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 【自己負担】1回3,000円
MR(麻しん・風しん混合)	最大2回 (未接種回数分)	2歳～18歳で定期接種未接種の方(定期接種対象者を除く) 【自己負担】なし

期限までに申請を 子育て世帯への臨時特別給付

ご自身の申請期限を確認し、期限内に申請してください。
詳しくは、新宿区ホームページ(右上二次元コード)をご覧ください。

【対象】令和3年9月30日時点で申請者の方が
新宿区に住民登録がある方(右表③の方を除く)

※申請期限は世帯ごとに異なります(右表)

【支給額】対象児童1人に付き10万円

※右表②の公務員の児童手当受給者は、令和3年9月分の児童手当を受給している必要があります。

※いずれの申請者も申請者の所得が児童手当の所得制限額以内である必要があります。

【申込み】子ども家庭課子ども医療・手当係へ。

【問合せ】子ども家庭課
子ども医療・手当係(本庁舎2階)
☎(5273)4546へ。



▲同給付
案内ページ



対象世帯の別	申請期限
①高校生相当年齢(平成15年4月2日～18年4月1日生まれ)の子がいる世帯(公務員含む)	3月4日(必着)
②公務員の児童手当受給者、 児童手当未申請で児童手当の支給要件を満たす世帯	
③公務員の児童手当受給者の方で、 令和3年9月1日～4年3月31日に出生した 子がいる世帯	4月15日(必着)

※公務員以外で児童手当を受給(予定)している方は、申請不要です。

新型コロナワクチン関連情報

東京ドームに3回目接種の 4区合同ワクチン接種会場を 開設します



東京ドーム

新宿区・文京区・港区・板橋区の4区合同で、3月から東京ドーム(文京区後楽1-3-61)にワクチン接種会場を開設します。現在、3月分の予約を受け付け中です。予約・問い合わせ先は下記予約方法をご覧ください。

【対象】

区から発送される接種券をお持ちで、2回目接種完了から6か月以上経過した18歳以上

【開設日程】

3月3日(木)～5月31日(火)のうち最大22日間を予定

3月(3日(木)・4日(金)・5日(土)・6日(日)・15日(火)・16日(水)・17日(木)・18日(金)・22日(火)・23日(水)の10日間
いずれも開設時間は午前9時～午後2時
右記カレンダーにも記載しています

4月以降の開設日程は、決まり次第新宿区ホームページ等でお知らせします。

【使用するワクチン】

武田／モデルナ社ワクチン

東京ドーム会場 3月の開設日程カレンダー(開設日は○印)

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	いずれも開設時間は 午前9時～午後2時		

5～11歳の方のワクチン接種を開始します

区では、希望する5～11歳の方が接種を受けられるよう、準備を進めています。対象の5～11歳(平成22年3月2日～29年5月1日生まれ)の方には、接種券を発送しました。予約・問い合わせ先は下記予約方法をご覧ください。

接種会場等詳しくは、新宿区ホームページ等でお知らせしています。

【対象】

接種日時時点で新宿区に住民登録がある5～11歳の方

※接種当日は、保護者の同伴と予診票への保護者の署名が必要です。

【接種券発送時期】

2月24日(発送済み)

【予約開始時期】

接種券が届き次第予約可能(3月8日(火)以降接種可)

【接種会場】

集団接種会場(元気館、慶應義塾大学病院、東京女子医科大学病院)

【使用するワクチン】

ファイザー社ワクチン(5～11歳用ワクチン)

※12歳以上用のファイザー社ワクチンとは濃度や用量が異なります。

【接種回数】

2回(1回目接種から3週間の間隔をあけて2回目を接種)

※その他のワクチン(定期予防接種)を受ける際は、新型コロナワクチンの接種と前後2週間の間隔をあける必要がありますので、ご注意ください。

※5～11歳の接種について詳しくは、新宿区ホームページ(上二次元コード。
HPhttps://www.city.shinjuku.lg.jp/kenkou/co_f_00007.html)へ。

※個別接種は実施医療機関を新宿区ホームページで確認の上、お申し込みください。



ご確認ください

■お願い

新宿区ホームページでは、ワクチン接種についてのお知らせを掲載しています。事前にお子さんへ十分説明した上で接種会場へおいでください。

■接種当日の持ち物

▶接種券、▶母子健康手帳、▶本人確認書類(保険証等)、▶1回分の予診票(予めご記入ください)

接種券が届いた後に12歳になった方へ

- ◆接種券・予診票はそのまま使用できます。
- ◆接種するワクチンの種類は、5～11歳と12歳以上では異なるため、小児(5～11歳)用の予約枠では予約できません。
- ◆1回目の接種から2回目の接種までの間に12歳になった方は、2回目も1回目と同じ小児(5～11歳)用のワクチンを接種することになります。
- ◆接種当日は、保護者の同伴と予診票への保護者の署名が必要です。

新型コロナワクチンの有効期限について

厚生労働省の通達により、ワクチンの有効期限を延長して取り扱っています(接種して差し支えない期限となっていますのでご安心ください)。

- ▶ファイザー社ワクチン…-90℃～-60℃で9か月
- ▶武田／モデルナ社ワクチン…-20℃±5℃で9か月

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

新宿区ホームページ(右上二次元コード)

HPhttps://www.city.shinjuku.lg.jp/kenkou/co_f_00003.html

厚生労働省ホームページ(右下二次元コード)

HPhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_booster.html



予約方法 インターネット・電話で予約できます。

ワクチン接種予約サイト (パソコン・スマートフォン用)

HP<https://vaccine-info-shinjuku.org/>

(右二次元コード。新宿区ホームページからもアクセス可)



区新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター (午前8時30分～午後7時)

☎03(4333)8907 ☎0570(012)440 ナビダイヤル

★主な対応言語…English, 中文, 한국, ไทย, Tiếng viet, Tagalog, हिन्दी, नेपाली, Le français

FAX050(3852)1343(聴覚に障害のある方等向け)